

福祉員 活動の手引き



地域福祉の要！

地域で気がかりな方をできる範囲で
さり気なく見守る【地域の見守り役】です。

活動内容

①見守り・声かけ

一人暮らし高齢者、高齢世帯、障がい者など、支援が必要な方への日常的な見守りや声掛け、訪問などの活動を通して、さり気なく安否確認を行ったり、福祉についての困りごとを発見する。

例えば…散歩しながら挨拶や見守り。



②連絡・情報伝達

発見した困りごとを一人で抱え込まず、各種関係機関（民生委員児童委員・区長・行政・社協など）に連絡し、連携を図る。

また、対象者に福祉サービス・制度などの情報を周知する。

③地区の通い場の（サロン・老人クラブなど）へ参画・協力

住民の居場所づくりの提案や運営等の協力をする。

各種団体などと連携を図り、住民に地域情報や困りごと発見・解決策などの情報を共有する。

④社協事業への協力

社協が実施している福祉事業（高齢福祉サービス、障がい福祉サービスなど）の運営に協力する。

地域福祉活動に参加、協力することで、地域住民へ福祉に関するサービスや情報の提供とお互いのつながりを広げる。

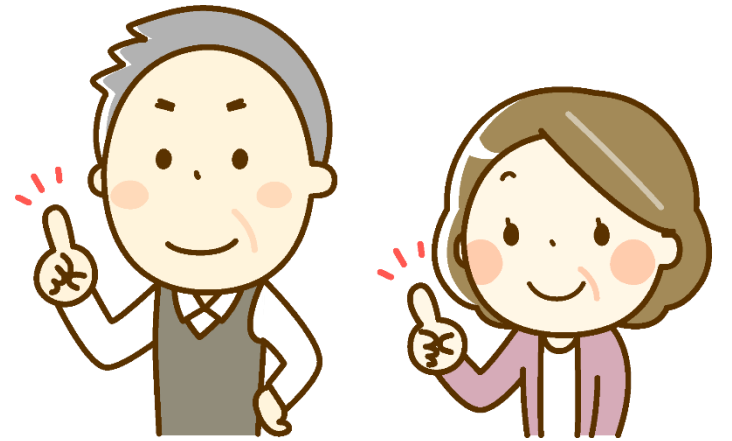
⑤SNS活用

社協や各種関係機関のHP、いい輪ネットなび・Facebook・LINE・X（エックス）などで発信している福祉情報を活用。

活動する上での注意点

①生活リズムの中で

- ▶生活する中で、無理せずできることから始めましょう。
- ▶明るく笑顔で相手に接しましょう。



②相手の気持ちを踏まえて聴こう

- ▶耳を傾け、相手の気持ちや考えを尊重しましょう。
- ▶活動の中で約束したことは、きちんと守りましょう。
- ▶話をする中で、対象の人の顔色や表情、声のトーンなどに、以前と比べて変化がないか観察しましょう。

③一人で抱え込まない

- ▶活動中の問題・課題については、民生委員児童委員や区長、社協、市役所などの関係機関と連携して問題解決に努めましょう。

④社会資源の把握と活用

- ▶社協の活動内容の他、地域にある施設や公共機関、各種福祉サービスなどを把握・活用しましょう。

⑤秘密厳守

- ▶福祉員の活動を通じて知り得た情報は、外部に漏らしてはいけません。
- ▶情報収集は見守り活動に必要な最小限にとどめましょう。
- ▶支援の上で情報提供が必要な場合、必要な人に対してのみ提供しましょう。

※見守りでは、どうしても家庭内のプライバシーにふれることとなりますが、必要以上にプライバシーにとらわれると活動自体が取り組めません。活動により知り得た情報は問題を解決することのみ活用し、それ以外には口外してはいけません。当事者からの個人情報、信頼関係の上に成り立っています。

プライバシー（個人情報）の例

- △現住所・電話番号・年齢・生年月日
- △家族や親戚など家庭内生活のこと
- △病歴や心身の障がい状況
- △学歴・職歴・結婚歴・離婚歴など
- △生活保護など公的扶助の受給歴
- △刑事・民事違反歴

△年収・資産・納税額の財産

△支持政党や宗教などの主義主張



※その他、本人が人に知られたくないと思われることは、他人には漏らさない。

緊急の際には？

明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急時には、情報提供を優先する場合があります。こうした緊急の際は、すぐに警察や救急、消防など関係機関へ連絡しましょう。



近くにこんな方はいますか？

見守り活動を進めるなかで、下記のような気がかりな人が身近にいたら、社協へご連絡ください。また、一人で抱え込まずに、民生委員児童委員や社協などの関係機関に相談しながら、継続的に見守り活動を進めていきましょう。

☒ check
☐
☐



見慣れない人が
出入りしている家。
知らない人からの電話が
入って悩んでいる方。



ゴミが放置されていたり、
庭や畑が荒れている家。



急に元気がなくなったり、
急に泣き出したりなど
情緒が不安定な方。



認知症や寝たきりの
家族がいて、
介護者が疲れている。



怒鳴り声や物を投げつけるよ
うな音が聞こえる家や
顔や腕などに不自然な
あざがある方。



話し方や身なり、雰囲気、
表情の様子が最近違うなど
違和感を感じる方。



洗濯ものが干したままに
なっている家や
暗くなっても家の電気が
つかない家。



訪問しても出てこなかったり、
近所付き合いが減っている
ような家庭。



一人親世帯や子育てに
悩んでいる方。



災害が発生したとき、
避難が困難な家族を
抱えている家庭。



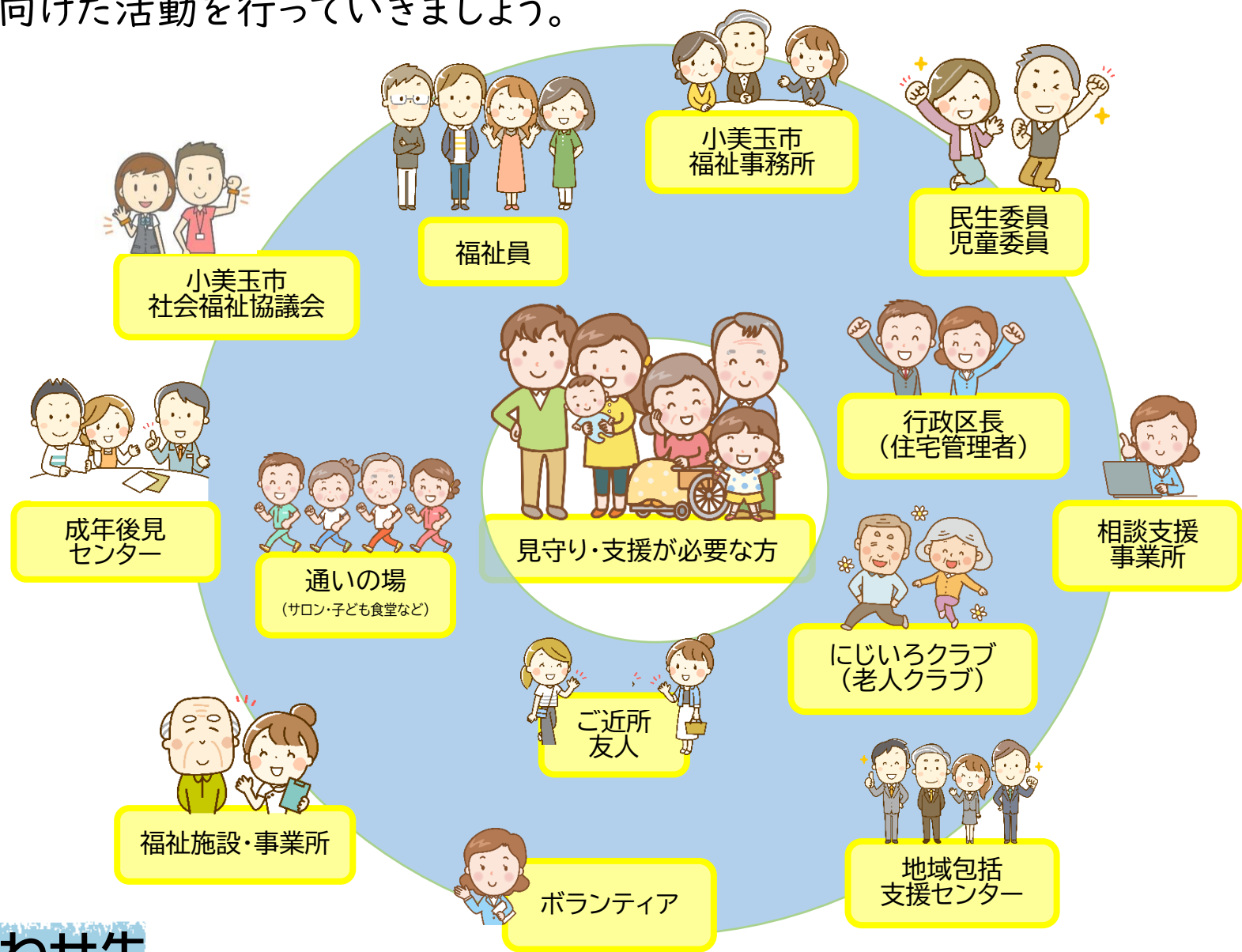
親が残業などで夜に
幼い子どもだけになる家庭や
ヤングケアラーの家庭。



新聞や郵便物が
たまっている家。

見守りネットワーク

地域の中で、支援が必要な方や困りごとを抱えている方が、地域で孤立することなく、安心して暮らすためには、地域の様々な方々が連携・協力して見守っていく体制が必要となってきます。そのためには、住民一人ひとりが近隣に目を向け、その問題をみんなで考えられるネットワークづくりを広げていく必要があります。その一人として、民生委員や区長などの関係者や専門職等とともに、近隣住民に働きかけ、一緒になって、身近な地域の困りごとなどの発見、解決に向けた活動を行っていきましょう。



問い合わせ先

社会福祉協議会	ボランティア・居場所づくり・にじいろクラブ（老人クラブ）・社会参加・福祉員等に関する相談窓口	本所 美野里支所	小美玉市上玉里1122 玉里保健福祉センター内 小美玉市部室1106 四季健幸館浅美運輸Spa	☎0299-37-1551 ☎0299-36-7330
	生活費や学費等の家計に関する相談窓口	本所	小美玉市上玉里1122 玉里保健福祉センター内	☎0299-58-7770
	障がい者に関する相談窓口	小川支所	小美玉市小川2-1 小川保健相談センター内	☎0299-37-1988
	高齢者・障がい者・精神障がい者・知的障がい者の方の契約等に関する相談窓口	小川支所	小美玉市小川2-1 小川保健相談センター内	☎0299-58-5102
	65歳以上の高齢者相談窓口	地域包括支援センター 美野里	小美玉市部室1106 四季健幸館浅美運輸Spa	☎0299-35-7172
市役所		地域包括支援センター	小美玉市上玉里1122 玉里総合支所内	☎0299-58-1282
市役所	生活全般に関する相談窓口	小美玉市福祉事務所	小美玉市上玉里1122 玉里総合支所内	☎0299-48-1111（代表）

※相談先に迷ったらお気軽に社会福祉協議会へご相談下さい。

社会福祉法人 小美玉市社会福祉協議会

本 所 〒311-3436 小美玉市上玉里1122 玉里保健福祉センター内
☎0299-37-1551 FAX0299-37-1552

小 川 支 所 〒311-3423 小美玉市小川2-1 小川保健相談センター内
☎0299-58-5102 FAX0299-58-5302

美野里支所 〒319-0132 小美玉市部室1106 四季健幸館浅美運輸Spa内
☎0299-36-7330 FAX0299-48-0044

